

令和5年5月8日（月）から、新型コロナウイルス感染症は5類感染症になり、患者さんへの対応が変わります

◎ 5類感染症移行後の療養にあたっては、以下の点にご留意ください。

療養期間について

- 感染症法に基づく 外出自粛の要請は5月7日（日）で終了します。
- 5月8日（月）以降の療養期間の考え方については、
 - ① 発症後5日間を経過し、かつ、症状軽快から24時間経過するまでの間は外出を控えていただくことが推奨されます。
 - ② 発症後10日間が経過するまでは 不織布マスクを着用するなど周りの方につまさないよう配慮をお願いします。

自宅療養中に体調が悪化した場合の相談について

- 自宅療養者医療相談センターは、5月7日（日）で終了します。
※5月8日（月）以降は、受診した医療機関等にご相談ください。
県の受診相談センター（TEL 089-909-3483）でも相談を受け付けます。

同居のご家族等について

- 5月8日（月）以降は「濃厚接触者」として 法律に基づく外出の自粛は求められません。

（留意事項）

- ・可能であれば部屋を分け、陽性者のお世話はできるだけ限られた方で行いましょう。
- ・ご家族等は、陽性者の発症日を0日として、特に5日間は体調に注意してください。
7日目までは発症する可能性があります。手洗い等の手指衛生や換気等の基本的な感染対策のほか、不織布マスクの着用や高齢者等と接触を控える等の配慮をお願いします。

その他の留意事項について

○自宅療養中に医療機関を受診した場合の医療費について

- 5月7日（日）までは、新型コロナの治療に関する医療費は公費負担の対象です。（医療機関で配付される案内書（チラシ）をご持参ください。）
- 5月8日（月）以降は通常の保険診療となりますので、自己負担が発生します。

○県の宿泊療養施設について

- 県が設置している宿泊療養施設は、5月7日（日）で終了します。

